

障がいのある方などが対象 各種手当の所得状況届は期間内に!

各手当とも支給制限や所得制限がありますので、詳しくは、各担当までお問い合わせください。

提出期間 8月12日(火)から9月11日(木)まで

※平日 午前8時30分から午後5時15分まで受付

特別児童扶養手当

精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいがある20歳未満の児童を在宅で監護・養育する保護者などに支給されます。

ただし、児童福祉施設などに入所している児童や障がいのため公的年金を受給している児童は該当しません。

現在、手当を受給されている方は、所得状況届の提出が必要です。対象者には今月、案内通知を送付しますので、子育て応援課にご提出ください。

届出・問 市子育て応援課(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114/FAX32・3738

✉kosodate@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

特別障害者手当・障害児福祉手当

障がいの程度が著しく重度の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者(児)の方に支給されます。

現在、手当を受給されている方には、今月、市から関係書類を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、介護福祉課にご持参ください。

持参物

所得状況届、現況報告書、マイナンバー確認書類、令和6年分の年金額が証明できるもの(公的年金受給者のみ)

※所得状況届と現況報告書は今月初旬送付予定です。

届出・問 市介護福祉課 地域共生社会推進室

障がい福祉担当(市役所1階⑨番窓口)

☎32・2279/FAX35・0272

✉s-kaigo@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

ひとり親家庭などで児童を養育されている方へ

児童扶養手当が受給できます

父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者)を監護している母または父、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

手当額(令和7年4月~)

- 児童1人の場合 46,690円
(一部支給停止の場合 46,680円~11,010円)
- 児童2人目以降1人につき 11,030円
(一部支給停止の場合 11,020円~5,520円)

※受給者や扶養義務者等の所得が、一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、一部または全部が支給されません。

現在受給されている方は現況届の提出が必要です

8月29日(金)までに現況届を子育て応援課へ提出してください(土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付)。

※未提出の場合、令和7年度(11月分以降)の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。未提出のまま令和7年度の支払開始月(令和8年1月)から2年が経過すると、受給権が時効となり消失します。また、前年に所得制限を超えていたため手当の支給がなかった方も、資格継続のため提出が必要です。

持参するもの

児童扶養手当証書・一部支給適用除外事由届出書(対象者宛に6月に送付しています)・その他添付書類

ひとり親家庭の就労を支援します

出張ハローワーク! ひとり親全カサポートキャンペーン

児童扶養手当受給者のひとり親の方の就労相談をします。求職中の方や転職を検討されている方は、提出の際に、ぜひお越しください。

■日時 8月21日(木) 午後1時30分から3時30分まで

■場所 市福祉事務所 会議室(小)

自立支援のための給付金事業

受講する前に子育て応援課へご相談ください。

◆自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父または母が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部が支給されます。

※雇用保険の受給資格があり、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額を差し引いた金額が自立支援教育訓練給付金として支給されます。

◆高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父または母が、指定された資格を取得するため半年以上の期間(上限4年)修業した場合に訓練促進給付金などが支給されます。

問 市子育て応援課(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114/FAX32・3738

✉kosodate@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

《今月は、後期高齢者医療保険料1期分、固定資産税・国民健康保険税・介護保険料2期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2025年(令和7年)8月5日
広報こまつしま

